

公 示 送 達 書

伊 佐 市 告 示 第 117 号
令 和 8 年 8 月 7 日

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。なお、この書類は、伊佐市役所税務課において保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

伊 佐 市 長 橋 本 欣 也



送 達 文 書	氏 名
令和 8 年度市県民税納税通知書兼納付書 (第 2 期から第 4 期)	塩盛 希織

備考 地方税法第 20 条の 2 の規定により掲示をした日（8 月 7 日）から起算して 7 日
を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。